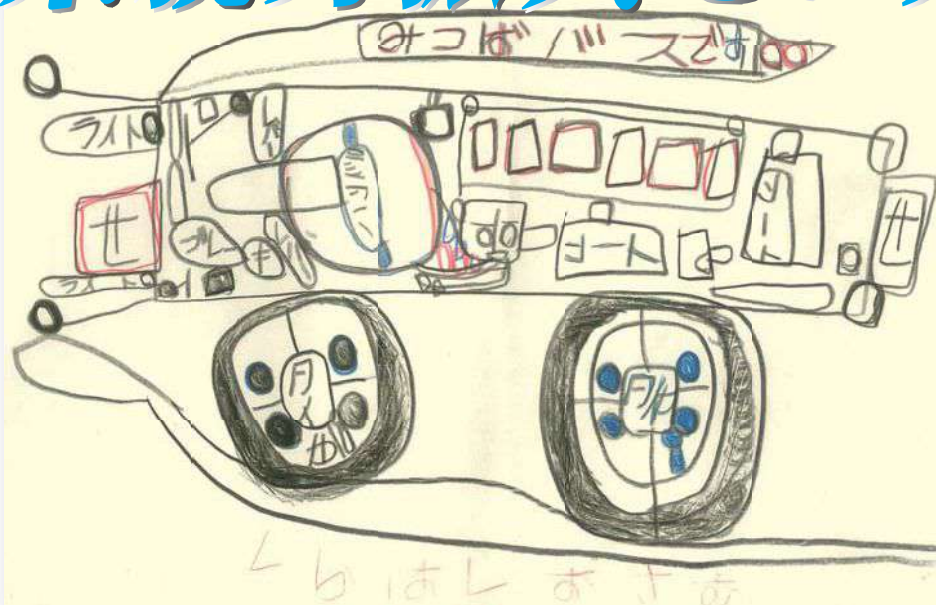


県就労振興センター だより



広島県福祉保健部長挨拶
障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策
三澤昭文前会長を偲む
施設紹介
利用者の声
ふれ愛プラザだより
事務局からのお知らせ

みつばバス

社会就労センターみつば
蔵橋 修さん

社団法人 広島県就労振興センター
広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内
TEL 082-252-3100 FAX 082-252-3155
E-mail hwpc@axel.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.hwpc.jp/>
広島県就労振興センター広報啓発部会

「県就労振興センターだより第3号の発行に寄せて」

広島県福祉保健部長 迫井 正 深



広島県
就労振興
センター
におかれ
ては、平
成17年4

月に社団法人としてスタートされ、その活動内容を益々充実させておられますことを心からお喜び申し上げます。

さて、平成18年度は障害者自立支援法が昨年10月に完全施行され、障害の種別にかかわらず、サービスを利用するための仕組みの一元化やサービスの利用量と所得に応じた負担の導入など、障害のある方に対する福祉諸制度が抜本的に変わりました。

自立支援法は、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指すものですが、この大きな変化の中で、利用負担の導入ともあいまって就労の問題や所得保障の問題がクローズアップされております。こうした問題に対して、国においては、自立支援法の円滑な運営を図るため

昨年12月に「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」によって経過的な対策を講じるとともに、平成19年度からの新たな施策として就労支援の強化や工賃の改善施策を予定しています。

県においても、「ふれ愛プラザ」における授産製品の販売支援や、障害者経済的自立支援モデル事業の実施、授産施設等に対して印刷物や報償品の優先発注などに加え、障害者就業・生活支援センターを増やすなど関係する取組みの強化を予定しております。

こうした状況から、県就労振興センターが行われる就労支援や授産活動活性化支援などの事業は、まさにこれからの時代において、より一層重要性を増すものと考えております。

今後とも、障害のある方を取り巻く諸課題の解決に向けて、取り組みを充実されることを期待いたします。巻頭のあいさつとさせていただきます。

平成19年3月

障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策

●障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すものであり、この改革を着実に定着させていくことが必要。

●しかしながら、本改革が抜本的なものであることから、さまざまな意見が存在。こうした意見に丁寧に対応するため、法の枠組みを守りつつ、3 年後の見直しまでの措置として、以下の三つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模：1200 億円(国費)】

- ①利用者負担の更なる軽減
(19 年度初、20 年度初：計 240 億円)
- ②事業者に対する激変緩和措置
(18 年度補正：300 億円)
- ③新法への移行等のための緊急的な経過措置
(18 年度補正：660 億円)

※②及び③は、18 年度補正で都道府県に基金を造成し、20 年まで事業を実施

1 利用者負担の更なる軽減 現行制度の概要

自立支援法においては、一割負担について所得に応じた負担の上限額を設定。その際、通所・在宅利用者及び障害児に對しては、社会福祉法人が提供するサービ

スを利用する場合に、上限額を 2 分の 1 に引き下げる措置を実施(平成 20 年まで)

(参考 1) 一割負担の上限額と通所・在宅利用者に対する社会福祉法人軽減

・市町村民税世帯(一般)

月 37200 円→上限額の引き下げなし

・市町村民税非課税世帯(低所得 2)

月 24600 円→2 分の 1 の軽減

・12300 円(通所の場合は 7500 円)

・年間収入 80 万円以下(低所得 1)

月 15000 円→2 分の 1 の軽減

7500 円

(参考 2) 通所(平均事業費 14.9 万円)

の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般：29000 円/月(一割負担

14900 円+食費 14300 円)

・低所得 1・2：12560 円/月(一割負担 7500 円+食費 5060 円)

現行制度の課題

利用者負担を理由とする施設退所者は例外的な状況(※14 府県のデータによれば、退所率は単純平均で 0.39%)。しかしながら、現行の軽減措置には以下の課題あり。

- ①在宅の場合、稼働能力のある家族と同居していることが多く、軽減の適応が少ない。

(参考) 入所では軽減(個別減免等)の適応を受けている者が 68%に上るのに対し、在宅では 24%

②授産施設など工賃収入のある利用者について、「工賃より利用料(自己負担)が大きい」等の指摘。

(参考) 平均工賃は 15000 円(工賃額が数千円程度の利用者も多い。)

③障害児のいる世帯は、若年世帯が多く、

在宅・施設を問わず、家庭の負担感が大きい。

軽減措置の内容

I 通所・在宅利用者

①一割負担の上限額の引き下げ(現行 2 分の 1→4 分の 1)

※社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、政令改正により NPO 法人の利用者などすべての利用者が負担能力に応じて軽減措置を受けられるようにする。

この結果、軽減をおこなった事業者の持ち出し(軽減額の一部を法人が負担していたもの)も解消される。

②軽減対象世帯の拡大

・収入ベースで概ね 600 万円まで(市町村民税の所得割 10 万円未満まで) 拡大

※資産要件については、単身の場合は現行 350 万円から 500 万円まで、家族が

いる場合は 1000 万円まで拡大

(参考 1) 一割負担の更なる軽減

・市町村民税課税世帯(所得割 10 万円未満の場合) 月 37200 円→4 分の 1 軽減

↓9300 円

・市町村民税非課税世帯(低所得 2)

月 12300 円【2 分の 1 軽減】↓4 分の 1 軽減→6150 円

(通所は月 7500 円【2 分の 1 軽減】

↓4 分の 1 軽減→3750 円)

・市町村民税非課税世帯(低所得 1)

月 7500 円【2 分の 1 軽減】↓4 分の 1 軽減→3750 円

(参考 2) 通所(事業費 14.9 万円)の場合の食費を含めた実際の利用者負担額

・一般(所得割 10 万円未満の場合)：

29200 円/月→14360 円(※)

・低所得 1・2：12560 円/月→

8810 円(※)

※いずれの場合も軽減により平均工賃 15000 円を下回る負担に

II 障害児のいる世帯

①一割負担の上限額の引き下げ(現行 2 分の 1→4 分の 1)(通所・在宅利用児童)

※通所在宅利用者に対する軽減措置と同様の内容

②軽減対象世帯の拡大(通所・在宅利用児童に加え、入所利用児童も対象)

・収入ベースで 600 万円まで(市町村民税の所得割 10 万円未満まで) 拡大

※資産要件については 1000 万円まで拡大

【負担額の例】

○通所施設(事業費 14.4 万円)を利用する児童の場合(一割負担と食費)

・一般世帯(所得割 10 万円未満の場合)

28700 円→14360 円

・市町村民税非課税世帯

9040 円→5290 円

III 入所利用者等

①入所施設について、工賃引き上げに対する意欲をさらに引き上げるため、工賃が年間 28.8 万円(これを超えた部分の 30%を含む)までは、定率負担と食費等の負担が全くかからないよう、工賃控除を徹底

※現行の工賃控除は一割負担について認められていたが、年間 28.8 万円(これを超えた 30%を含む)までは、食費等の負担もなくし、工賃全額が手元に残る仕組みとするもの。

併せて、グループホームについても、年間 28.8 万円までの工賃控除を導入

②入所施設利用者の個別減免の資産要件を現行 350 万円から 500 万円に拡大

2. 事業者に対する激変緩和措置 激変緩和措置の考え方

自立支援法の施工後も全体としてサービスは着実に増加

※事業者への支払いは自立支援法の下で、サービスの利用がなくても一定額を月単位で支払う仕組みから、利用実績に応じて日単位で支払う仕組みに変更。これにより、利用者は日々のサービスを選ぶことが可能に。

①通所事業者を中心に、報酬が日払いとなった結果、利用者が思うように確保できず減収が大きい事業者の支援や、
②法施行に伴い新体系に挑戦するも保証のない新体系移行事業者への支援が必要

措置の内容

①旧体系において、従来報酬の80%保障を90%保障となるよう保障機能を強化する。併せて、旧体系から新体系に移行した場合の激変緩和措置(90%保障)も新たに設ける。

②利用者が通所サービスをより利用しやすくするため、送迎費用を助成。

③入所施設の利用者が入院した場合の保障措置を強化(現行6日を一ヶ月間→8日分を最長三ヶ月まで)する。

3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置 激変緩和措置の考え方

①サービス体系が抜本的に見直される中で、直ちには移行できない事業者を経過的に支援

※小規模作業所(法定外施設)→地域生活支援センター等デイサービス及び精神障害者地域生活支援センター

②①を行う一方で、新法への移行についても丁寧に対応

③地域移行等を理念とする新体系サービスが始まったことに伴う需要に緊急に対応

措置の内容

①新法に移行するまでの経過的な支援
・直ちに移行するのが困難な小規模作業所に対し、従前と同水準(定額110万円)の補助を実施

・従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センターが移行する(平成20年度)までの間、経過的に支援

②新法への移行のための支援
・ケアホームのバリアフリー化や既存施設が新法に移行する場合の改修、新体系における設備の更新、改修等(ハード面での支援)

・移行のためのコンサルタントの配置や専門家の派遣(人的支援)

・地域移行の推進(グループホームの立ち上げ経費への助成等)、重度訪問介護事業業の人材確保等を含めた体制確保のための支援

・雇用、教育等との連携強化(就労支援のための実習受け入れ先の開拓、就労支援ネットワークの構築等)(ソフト面での支援)

③制度改正に伴う緊急的な支援

・障害児の早期発見・早期対応、障害児とその親のための交流の場の設置

・相談支援体制の充実強化のためのスーパーバイザー派遣

・オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設

設者)の社会参加促進のための基盤整備
・制度移行期に係る事業コスト増に対する助成

・制度改革の周知徹底のための広報啓発費等

今後の取り組み

○法の施工後、就労支援、地域移行などに関して、法の趣旨に沿った取り組みも見られるようになってきている。

○また、報酬の日払い化や一割負担の中で、利用者から選ばれようとする事業展開を行う事業者も生まれつつある。

○19年度においては、全体的に厳しい財政事情の中で、障害福祉サービスとして4873億円と、11.4%の増額を確保。○引き続き、障害サービスの充実を図りつつこうした好事例をそだてていくことにより、法の定着を目指す。



三澤昭文前会長を悼む

広島県就労振興センター監事

寺尾 文尚



昨年8月、私たちは三澤昭文前会長を失ってしまいました。私に取りましては公私共にかげがえのない存在でしたので、痛恨の極みです。

就労振興センターの立ち上げに全身を投げ打った初代会長世良さんが志半ばで病に倒れてしまったとき、彼の意思を引き継ぐ形でセンターの法人化までのおもいで会長職を引き受けました。そして法人化が実現したとき、センターの新たな出発に際しては、「会長は三澤さんをお願いしよう。」と言う思いは衆目の一致でした。

実は、私はそれまでほとんど三澤さんと、親しく接する機会はありませんでした。そのため、お願いするにあたって、何度かお会いさせていただきました。お会いさせていただいたたびに、柔和な表情からあふれる言動には、後輩への愛情をひしひしと感じさせられ、この人徳が多くの方々可愛さ、福祉界のリーダーとして重きを成しているのだということを実感しました。

お話の端々に見られる教え子や利用者に対する愛情あふれる言葉は、教師であるとか、施設長であるとかでなく、一人の人間として、あるいは同志として共に生きることへの決意を静かにも強く滲ませられていたことは、私にとって忘れられない印象です。

また御自分の年令も考えられておられた

のだと思いますが、福祉の現状を心配し、後輩の育成を真剣に考えられておられました。会長職を承諾していただいたとき、「寺尾君、これからは君たちの時代だよ。君たちがしっかりと活躍してもらわんと困る。君たちが活躍する上で、ぼくが役に立つならぼくを使ってくれ。」とおっしゃっていただきました。お引き受けいただいたありがたさよりも、かえって私のほうが、身の引き締まる思いをしたことを思い出します。

それから、会議等と一緒に過ごしていた、く機会も増えました。若い私たちの意見にも真摯に耳を傾けられると共に、あるべき指針はきちんと示してくださっていました。まさに「リーダーたる者かくあるべき。」ということをも身をもって教えていただいたようにおもいます。

実は入院の報を受け、お見舞いに伺ったとき、「寺尾君、家内は向原の出身なんだよ。また生家の土地は君たちに使ってもらっているんだよ。君とは因縁浅からぬものを感じるし、活躍を期待しているよ。」と反対に激励していただく羽目になりました。三澤前会長を失った現在、私たちは前会長の遺志を引き継ぎ、就労振興センターの舵取りをしていかなければなりません。

言うまでもないことですが、社団法人としても使命を会員みなさんと共有し、障害のある人たちの権利を獲得していくために力を合わせる事です。

これからは、山田会長、佐城事務局長体制の下で、会員相互の連携をより緊密にし、センターの隆盛を築いていくことで、三澤前会長の遺志に報いたいとおもいます。

最後に、三澤前会長に万感の思いを込めて感謝の言葉を捧げます。

「ありがとうございました。」

施設紹介

障害福祉サービス事業所 若竹
社会福祉法人 若竹会



精神障害者小規模共同作業所若竹作業所から障害福祉サービス事業所若竹に新しく生まれ変わりました。平成17年5月6日に設立準備

委員会の上立ち上げから多くの温かいご支援を得て、平成18年9月5日に社会福祉法人若竹会が発足し、この障害福祉サービス事業所若竹が生まれました。

「若竹後援会」からお願い

社会福祉事業とくに「精神を病める人々の自立支援」は、明らかに行政の重要な責務であります。昨年の「障害者自立支援法」の制定はこの活動に大きな弾みになりました。こうしてこの「若竹会」は正式に法人化された団体として認可され、ハードウェアはなんとか整いました。しかし福祉事業の常として一般市民の方々の強力なサポートが不可欠であり、ソフトウェアの充実を図らねばならないと思います。幸い

前進の「若竹作業所」の時代にすでに「支援する会」が組織され、600件、総額360万円を超える浄財が寄せられています。

このたび、中島武嗣理事長からサポーターとして後援会のお世話を仰せつかりました。幸い副会長と理事に仁徳が深く人望に厚い方々が就いてくださることになりました。この方々と協力して微力ながら「若竹会」を側面からサポートしていくつもりです。職員の皆さんは、今までも「爪に火をともし」ような努力を続けてこられたましたが、これからも乏しい予算の中で苦しい運営を強いられることでしょう。どうかこの生まれつきの「善意の幼児」を温かく見守ってやってください。

この後援会を通じて、「若竹会」に物心両面にわたるご支援を頂きますよう伏してお願ひ申し上げます。

後援会会長 日谷 博光



まんまるツカゲミアン

知的障害者通所授産施設

ちゅうげい

「ちゅうげい」のある忠海町は、竹原市の西端に位置し、目の前に国民休暇村のある大久野島が浮かぶ、瀬戸内海に面したロケーション抜群の暖かくのどかなところ

平成16年に定員20名で開所し、現在は23名の方が通所されています。カキ養殖用の資材の加工を中心に椎茸原木栽培やサツマイモ育苗、老人施設の清掃、職場実習など定員のわりに多くの授産科目があります。どの班も施設外に作業場があり、徒歩や車で移動しています。

毎週木曜日の午後はクラブの時間とし、卓球・バドミントン・音楽・絵画・ハイキングにと各々の好みで活動しており、作業の時は違う表情を見ることが出来ます。新体系移行時には、定員増も考えており、今以上に工賃を多く支給できるような授産科目を新設する必要性に迫られています。今後も皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

(S・M)



障害者自立支援法

利用者の声

声

私の将来と

障害者自立支援法

ワークさつき

中 川 晴 美

障害者自立支援法が始まることになり、聴き取り調査ではいろんな質問に答えたり、市役所へ提出する書類を書いたりしました。4月からは生活が一転、随分変わりました。

始まる前に説明を受け、障害者自立支援法に変わると利用サービス代の1割を負担しなければいけないことや、食事代などが自己負担になるのかなとは思っていました。

手続きが遅れて年金の受給が少し遅くなりましたが、その年金のおかげでグループホームを利用することができるようになり、今年の8月から利用しています。最初は親元から離れることなどで不安がありました。家を離れる

のは旅行以外では初めてとても心配でした。でも、今利用しないといつ空くか分からないので利用しようと思っ
たし、これから一人で生きていくために利用させていただくことにしました。

グループホームを利用してからは、利用料や食事代などで年金のほとんどはなくなります。授産施設に通っており、こちらの食事代などは工賃から払っています。残るのはわずかで小遣いもほとんどありません。もう少し安くしてほしいです。

将来は、一人暮らしも考えており、グループホームではクッキングなどを教えてもらっています。これから、親にもおいしい手料理を食べさせてあげたいし、恩返しをしたいです。

でも、今の状態で将来のためにお金を貯めることができるのか、自立してひとりで生活を送ることができるのでしょうか。

これからの目標は、一人暮らしをす

るためお金を貯めること、おいしい料理を作れるようになること、就職をしてほしいものを買うことです。それから親孝行をしたいです。

「自立について思うこと」

わかば(府中市)

H・Y

私は障害者の息子をもつ親です。現在の家庭内の生活は、自宅で力を充電している状態で殻に閉じこもっている部分もあり、本人が心の中に思っている気持ちを口にしないので、私は会話をする時、穏やかに、とげのない言葉を使うようにして、家族の態度がいつも優しく相手に話をさせて気持ちを聞くようにしています。私は家族会で社会生活技能訓練などの学習するとき、受信(相手の話を聞くこと)がより良い接し方だと教えてもらいました。本人にとって家族は、いつかは、ひとりぼっちになると心配するけれども、大切な事の一つに、困った時に外でお願いができる、SOSが出せるようにすること。例えば朝、食事等をして家を出たら誰とでも笑顔で「あいさつ」を

しましょう。始めたばかりは相手は反応してくれなくても、続けているといつかは「あいさつ」が返ってくるよ。そして社会での存在感が湧いてきます。又困った事がおきた時など誰かに相談してみようかなと思った時、自分では、かかえ切れなくなった問題が生じた時は、ひとりではなく誰かに相談したり、仲間と手と手をつないで社会へ提案できるような人格を持つて欲しいと思います。

息子は障害基礎年金を受給できていません。発病した時に専門学校に通っており、特別障害給付金の対象にもならず、救済措置の対象になりませんでした。本人も収入がない事で焦りにもつながっており、将来不安があります。障害者自立支援法の成立で、就労支援事業所へ通所する場合、利用料が必要となり収入が減ることが危惧されます。国から地方へと市町村のお世話になりながら、改善したい事は、みんなで声を出して地域の方々の支援や理解をいただきながら前進していければと願っております。



ふれ愛プラザ

だより



クロスやフローリングの色が変わり、より優しい感じのショップとして生まれ変わりました。店内は商品を手に取りやすく、また、什器もすっきりと並べて動きやすくなりました。

改装のため約一ヶ月休業してしましたが、その間シャレオのiセンターにはいろいろな方からの問い合わせが

をいただき、皆様にとって大切な場となつていくことを実感しました。

定着している施設の職員と利用者によるお店番は、自分の施設の商品をしつかりアピールできる場でもあります。一々二か月に一度の当番で、慣れるまでには時間がかかります。当初は声も出ず、なかなか商品説明等できな

5月3日(木) ふれあいプラザ
リニューアルオープン!

毎日のように

あつたと聞き
ました。オー
ブン初日には
シャッターが
開くまで早く
から外で待つ
てくださる常
連のお客様も
す。

クッキーなどの嗜好品はたくさんの方々に喜ばれており、特に食べきりサイズが好評を得ています。施設で試行錯誤のうえ出来上がったクッキー、味は勿論の事ラッピングにも工夫がされ、その施設ならではの様々な味が見られるようになっていま

この頃小さな子どもさん
を連れてのお客様が増えて
いるように思えます。環境
にやさしく、安心できるも
のを求めて来られるお客様
のためにも、特に木工品な
どの仕上げには細心の注意
が必要とされています。こ
れに答えるがために施設の
方々の協力があからこ
そ、たくさんの方々に必要
とされる「ふれ愛プラザ」
になりつつあるのではない
でしょうか。

（店長 坪倉良子）





ふれ愛プラザインターネットショップ ングオープン

紙屋町地下街シャレオショップ「ふれ愛プラザ」がインターネットショップングを開始しました。当センターのホームページにてご購入できますので、是非ご利用下さい。

検索方法

「アドレス」又は「広島県就労振興センター」或いは「h w p c」にて検索
アドレス <http://www.hwpc.jp/>

その他に希望される商品がありましたら、店舗に直接ご来店又は電話、メールにてご相談ください。

店舗 地下街紙屋町シャレオ

「ふれ愛プラザ」

住所 〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目地下街219号

TEL 082-546-3146

FAX 082-546-3147

E-mail info@fureai-plaza.com

<http://www.hwpc.jp/>

障害者の方が作られた商品を販売しております。
クッキーやさをり織り・家庭用品・紙製品・陶芸品等、手作りのぬくもりが感じられる商品がたくさんあります！

→商品を見る



賛助会員の募集
のお知らせ

当センターの事業に賛同していただける賛助会員の募集です。
入会後は、定期的な情報をご提供、会員施設とのお付き合いなどを通して、お互いに理解し合い共生社会の実現を目指していければと思います。ご入会をお待ちしています。

年賛助会費

団体 5,000円
個人 1,000円

研修会報告

仕事開発研修会

日程 9月27日(水)

会場 育成会総合福祉センター

演題 新商品開発&営業・販売の基本的考え方とハウツー

講師 柏木克之氏(和歌山県 社会福祉法人一表会理事)

JC・NETジョブコーチ地方セミナー

(ジョブコーチセミナー)Nひろしま(2006)

日程 11月25日(土)・26日(日)

会場 広島市東区地域福祉センター

内容 障害のある人の地域就労を支えるために、ジョブコーチによる就労支援プロセスを踏まえた人材の養成

講師 小川浩氏(大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科助教授)他7名

商品表示研修会

日程 12月14日(木)

会場 広島市東区地域福祉センター

演題 表示に関するトラブルについて

講師 脇森寿史氏(広島県県民生活部総務管理局消費生活室消費政策グループ主任)

演題 食品の表示について

講師 末広達志氏(広島地域事務所農林局農村振興課食品安全推進担当)

西村しのぶ氏(広島地域事務所農林局農村振興課主事)

施設長等会計責任者・管理者及び会計担当職員のための会計研修会

日程 12月18日(月)

会場 広島市東区地域福祉センター

演題 就労支援の事業の会計処理の基準について

講師 釜田英雄氏(社団法人広島県就

労振興センター)監事、釜田公認
会計士事務所所長)

障害者雇用視察研修会

日程 平成19年2月21日(水)

内容 障害のある人の雇用促進に向け
た視察。(企業対象)

株式会社デイスコ広島事業所

畑工場 視察

社会福祉法人安芸の郷(知的・
精神障害者授産施設) 視察

セルフ協広島支部自立支援法研修会

日程 平成19年2月27日(火)

会場 広島県健康福祉センター

内容 新体系への円滑な移行について
の報告会。

講師 塩崎睦典氏(希望の広場施設長)

井上一成氏(第一もみじ作業所
施設長)

施設長)

黒坪寛氏(清風会ニューワーク
施設長)

人権学習会

日程 平成19年3月10日(土)

会場 広島市東区地域福祉センター

内容 障害雇用する会社の起こした事
件をもとに、障害のある人たちが
おかれている様々な問題につ

いて考える。

講師 田中幹夫氏(サングループ事件
弁護団長、田中幹夫法律事務所)

広島県障害者福祉計画についての研修会

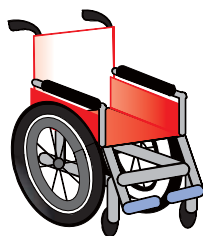
日程 平成19年3月28日(水)

会場 広島市東区地域福祉センター

内容 広島県障害者福祉計画について
学ぶ。

講師 中西俊和氏(広島県福祉保健部
社会福祉局障害者支援室主任企
画員)

画員)



研修会予定

日程 平成19年7月

内容 ビジネスマナー研修会



編集後記

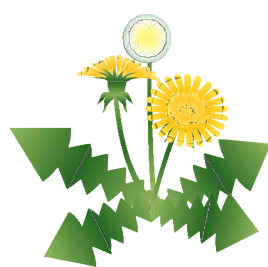
障害者自立支援法が施行されて早一
年を過ぎましたが、まだまだ行く先の
わからぬまま大変忙しい毎日をお送り
のことと思います。新年度を迎え障害
者自立支援特別対策事業に係る激変緩
和措置、受給者証の切り替え、新事業
体系への移行等々、いったいどんな年
となるか想いを巡らすばかりです。皆
さんは、いかがでしょうか。

県就労振興センターだより第3号。

諸所の事情により大変発行が遅れまし
たことを心からお詫び申し上げます。

また昨年度10月より新事業への移行
された施設、今年度4月より移行され
た施設からの状況を投稿頂ければ幸い
に思います。ぜひ積極的に、ご意見等
お寄せください。

この度、原稿をお寄せいただいた
方々及び関係者の方、ご協力頂きあり
がとうございました。



賛助会員にご入会いただい
ている企業の皆様(37社)

あいおい損害保険広島支店、イズミ、
梅澤中四国支店、エヌ・ティ・ティ・
クオリス商印事業部西部工場、エヌ・
ティ・ティ・ドコモ中国、NTT西日
本・中国、エヌ・ティ・ティ・ファイナ
ンシャル中国支店、菅野工業、小林建
設大黒目工場、坂本ソーイング、サニ
クリーン広島、三光電業、シンコー、
セガワ労務管理事務所、セレクト、
センチュリー・リーシング・システム
広島支店、ソルコム、中国電力広島支
社、東洋コルク、デオデオ、西明商店
ラポール福祉用具貸与事業所、ニシキ
プリント、日本カーソリユーシヨンス
広島支店、日本基準寝具
日本ケアサプライ、広川
車輦、広島銀行、広島日
野自動車、深川医療器福
山営業所、福屋、ビュー
テック中国、ブリヂスト
ンタイヤ中国販売、フル
ケア成和、牧田創建、松
尾電気、マツダレンタ
カー、ムロオ

(あいうえお順)

